

1975年度発見の藤原宮木簡

飛鳥藤原宮跡発掘調査部

1975年度の藤原宮跡及びその付近の発掘調査では総計619点の木簡が出土した。以下その概要を報告する（図版6）。

藤原宮北面中門付近出土木簡 藤原宮北面中門付近の調査では、外濠他2条の溝と一つの土壙から570点の木簡が発見された。うち、もっとも多量の木簡が発見されたのは北面大垣の外側を東西に流れる外濠SD145で、551点発見された。外濠は北面中門の東北にあたる付近で北へ流れる溝SD1901Bにつながる（P.43 第1図）。SD1901Bは発掘面積も少なく、外濠の東半部と同一の流れなので、ここから出土した木簡も外濠出土木簡の中にふくめている。また北辺の外濠は1967年に奈良県教育委員会の行った調査によって東北隅付近が検出され、800点にちかい木簡が出土している。今回の調査で発見された木簡の内容と、以前に発見されている木簡の内容とは、とくに顕著な相違点は認められない。紀年銘木簡は持統5年（691）から大宝3年（703）のものである。

記載内容でとくに注目すべきものとして、次のようなものがある。文書木簡のうち文書形式の注目されるものとして、1.（表）「卿等前恐々謹解□□□」（裏）「□□受給
請欲止申」2.（表）「恐々受賜申大夫前□」、（裏）「曆作一日二赤麻呂」等「大夫の前に申す（解す）」という書き出しをもつものがある。「充先+前」に申すという書式をもつものは平城宮出土の過所木簡（和銅年間）や奈良県の調査で発見された「彈正台笠吉麻呂請根大夫前桃子一二升奉直丁刀良」の例などが知られるが、公式令にはこのような書式はなく、正倉院文書等でも類例をみない。令制の解や啓の形式が成立する以前の書式の名残りをとどめているのであろうか。また、（表）「□□符處々塞職等受」と記した木簡は、塞職という他の文献史料にみられない官司名を記している。塞は文字どおりには「とりで」を意味するが、『万葉集』などでは塞を閑と同じ意味で使用した例もあるから閑司（せきのつかさ）を意味するものかもしれない。

貢進付札の木簡については、奈良県の調査のときと同じく評制記載の木簡が多数発見された。今回の発掘で新たに明らかになった評名は、尾張国知多評・春部評、美濃国各務評、近江国神前評、丹波国与射評、出雲国出雲評、阿波国板野評、伊予国久米評・宇和評、飛彈国（カ）大荒城評等である。これらの貢進付札については、奈良県調査のものもふくめて記載形式において注目すべき点がある。それは「年月日+国名+評（郡）名+里名+個人名」という形式を原則としていることであって、平城宮木簡の場合がすべて「国名+郡名+里名+個人名+年月日」という形式をもっていることと対称的である。後者は『令義解』等にみえる養老賦役令調査皆隨近條の規定どおりの書式であるが、前者はそれと異なる書式である。前者のうちもっとも



文書木簡

新しい年紀をもつものは、今回発見した「大宝三年十一月十二日御野国楡皮十斤」と記したもので、後者のうちもっとも古いものは同じく大宝3年と推定される下毛野国足利郡の贊の付札（後述）である。したがって、書式の変化はほぼ大宝令施行後数年のうちに行われたものと思われる。

また、これまで藤原宮では発見されていなかった「調」と明記した木簡がみつかっている。

1.（表）「丁酉年若狹國小丹生評岡田里三家人三成」（裏）「御調塩二斗」，2.「乙未年御調寸松」とある2点がそれであって、淨御原令制下における調の付札としてははじめてのものである。

次に、外濠S D145の南岸にある土壙 SK1903から12点の木簡が出土している。その中で注目すべきものは次の3点である。1.（表）「於市□遣糸九十斤（桔力） 犬王 猪使門」（裏）「月三日大属從八位上津史岡万呂」，2.「九月廿六日菌穢進大豆卅□」，3.「下毛野国足利郡波自可里鮎大贊一古参年十月廿二日」。1は犬王門（達智門），猪使門（偉鹽門）等の藤原宮の宮城門の門号が見えること、また市の記載のあることなどから、藤原宮宮城門の門号および位置の問題や、藤原京の市の所在地等について興味深い示唆を与えており。2では菌穢という令制には見られない官司名がみえる。これは奈良県の調査で発見された木簡にある菌官・菌司等の官司と同一官司である可能性がある。そりであるとすれば同一官司が三様に呼称されたことになり、淨御原令制下では省察職司という官司の上下関係がまだ未完成であったと推定される。3は贊の付札であるが、末尾の「参年」は年号を省略してもわかるものとすれば大宝3年が考えられる。この他2条の溝（S D140およびS D1901A）からも木簡は出土したが、釈読できるものはない。

藤原宮東辺外濠出土木簡 藤原宮東辺外濠（S D170）の北限から南へ約560mのところで農業用納屋の建築にともなう緊急調査を行い、外濠を検出するとともに、木簡計36点を発見した。そのうち顕著なものは「大宮□官奴婢」「大祐務正七位上□」等がある。

藤原京右京七条一坊出土木簡 樞原市日高山住宅建設にともなう事前調査を推定藤原京右京七条一坊の地点で行い、木簡計10点を発見した。そのうち9点は井戸S E1850から、1点は朱雀大路の西側溝から発見した。そのうち顕著なものとしては、井戸S E1850から出土したもので、（表）「第十八 嚫敬飛 三慧飛 尊體飛 令藏飛 賢□飛
心持飛 安雲飛 頂藏飛 （弁力）」と記した文書木簡がある。僧侶の名を列記したもので、「第十八」としているところをみると某經典の卷18を各僧にわりあて、写経させたことを示すのであろうか。「飛」とある注記を飛鳥寺のこととすれば、僧侶は飛鳥寺のものということになる。貢進付札としては「丹□国加佐郡白薬里大贊久己利魚腊一斗五升和銅二年四月」がある。

藤原京右京八条三坊出土木簡 樞原市の道路建設にともなう事前調査を藤原京右京八条三坊（本薬師寺P.45参照）の西南隅で行い、八条大路の北側溝の中から木簡計3点を発見した。なかには呪符と思われるもの1点があるが、記載内容として顕著なものはなかった。（鬼頭清明）